

【 問題 1 / 語群選択式 】 各 2 点×10 題 20 点 (10 分)

- ① p                    ② j                    ③ n                    ④ t                    ⑤ k  
⑥ l                    ⑦ f                    ⑧ c                    ⑨ a                    ⑩ g

1. 一般税率の優先順位について、( ①p 特恵税率 ) が適用できる場合は最優先で ( ① ) を採用するが、( ②j EPA 税率 ) も適用できる場合は、双方の税率を比較して ( ③n 税率が低い方 ) を適用する。( ① ) を適用できない場合には国定税率と WTO 協定税率を比較する。国定税率の中では ( ④t 基本税率 ) より暫定税率が優先するので、WTO 協定税率と暫定税率とを比較して ( ③ ) を適用する。双方が同じ税率の場合は暫定税率を適用する。
2. 日 EU・EPA の原産地規則 (PSR) の一つに「付加価値基準」があり、日 EU・EPA の付加価値基準における製品の付加価値を算出する方法は、控除方式である ( ⑤k RVC ) 方式と、( ⑥l VNM ) の最大割合を算出する ( ⑦f Max NOM ) 方式がある。( ⑤ ) を算定するにあたっては ( ⑧c FOB ) 価格を用い、( ⑦ ) を算定するにあたっては ( ⑨a EXW ) 価格を用いる。いずれの基準においても ( ⑩g 閾値 ) が設定されており、この ( ⑩ ) 以上もしくは以下であるか否かが原産性判断の基準となる。

【 問題 2 / 三択択一式 】 各 2 点×10 題 20 点 (10 分)

1. A                    2. B                    3. C                    4. B                    5. C  
6. B                    7. A                    8. B                    9. A                    10. C

1. (選択肢 A)

MERCOSUR は南米南部共同市場のことである。ASEAN の参加国は 10 か国であり、2015 年に AEC : ASEAN Economic Community (ASEAN 経済共同体) を発足している。

2. (選択肢 B)

CBTA (Cross Border Transport Agreement) はすでに ASEAN 諸国で調印済みである。各種経済回廊が整備されつつあるも、都市部や港湾・空港近辺の道路等インフラはまだ十分とはいえず、渋滞等の問題が残されている。

3. (選択肢 C)

協定税率は MFN (Most Favored Nation: 最恵国) 税率と表記される。GSP (Generalized System of Preferences) は一般特惠関税を意味する。

4. (選択肢 B)

知的財産権に関する協定は GATT に含まれていない。

5. (選択肢 C)

日 EU・EPA の積送基準では、第三国で行われる保税蔵置、積替え等は実質的な加工にあたらなないとして、保税蔵置が行われたことをもって原産性が失われることはない。

6. (選択肢 B)

特惠関税を適用するための物品の原産地は、完全生産品であること、実質加工品であること、自国関与品であること、累積原産品であること等により認定する。

7. (選択肢 A)

複数の EPA が重複して締結されている場合、何れの EPA を適用するか、あるいは適用しないかは任意に判断できる。

8. (選択肢 B)

地理的表示の使用権のない者が地理的表示を用いた産品を輸出入する場合は関税法による差し止め (不正競争防止法 2 条 1 項 1 号、同項 2 号) の対象となる。

9. (選択肢 A)

少額輸入貨物とは、携帯品や別送品以外の貨物で課税価格の合計が 20 万円以下のものをいう。

10. (選択肢 C)

財務状況が健全であることは AEO の認定要件のひとつである。

【 問題3 / 三択択一式 】 各5点×2題 10点 (10分)

1 C 2 C

1 (選択肢 C)

2022年6月は4th year (4年目) にあたり、産品甲の税率は8.0%であり、2024年6月は6年目にあたり、産品乙の税率は5.0%である。

2027年1月は8年目にあたり、以下表より、産品丙の税率は3.5%である。

【EU側の年の数え方】

2019年2月1日～2020年1月31日	1年目
2020年2月1日～2021年1月31日	2年目
2021年2月1日～2022年1月31日	3年目
2022年2月1日～2023年1月31日	4年目
2023年2月1日～2024年1月31日	5年目
2024年2月1日～2025年1月31日	6年目

譲許スケジュール

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
甲	20.0	16.0	12.0	8.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
乙	10.0	9.0	8.0	7.0	6.0	5.0	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
丙	8.4	7.7	7.0	6.3	5.6	4.9	4.2	3.5	2.8	2.1	1.4	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0
丁	6.0	5.6	5.2	4.8	4.4	4.0	3.6	3.2	2.8	2.4	2.0	1.6	1.2	0.8	0.4	0.0

2 (選択肢 C)

産品甲及び産品乙の EPA 税率が逆転するのは2023年2月1日である(5年目)。

産品丙の関税撤廃は12+1で13年目(2031年2月1日)であり、産品丁の関税撤廃は15+1で16年目(2034年2月1日)である。

以上